

津久井やまゆり園での事件について

神奈川県相模原市にある津久井やまゆり園で多数の利用者が犠牲となった事件から1年が経過しようとしています。あらためて犠牲となられた多くの利用者のご遺族の皆様にご心より哀悼の意を表します。

福祉施設で多くの命を奪う犯行があったこと、さらには、加害者がその施設の前職員であったことは、私たち関係者に大きな衝撃を与え、知的障がい福祉の現場はもとより国民に与えた影響は計り知れません。事件の直後、8月には厚生労働省に「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」が、9月には神奈川県に「津久井やまゆり園事件検証委員会」が設置され、事件までの経過の確認や再発防止にむけた報告書がまとめられました。

本会は、ここに知的障がい福祉を担う専門職団体としてこの事件を風化させず、今後の知的障がい者福祉の一層の発展を願う礎とするために見解を述べます。

加害者は、知的障がいのある人の存在を否定する誤った障がい者観にとらわれ、「命」に優劣をつける、いわゆる優生思想から犯行に及んだとされています。また、インターネット上には、これに同調するような意見が書き込まれるなど、いまだに社会の中には障がいのある人たちへの偏見や差別が根強く存在することが改めて明らかになりました。

知的障がいのある人と日々ともに暮らし、関わり、人として同じ存在であることを認めあう私たちにとって、加害者の考え方やこれに同調する考え方は到底容認することはできません。

現在の障がい福祉の理念である「共生社会」やインクルージョンといった考え方は、一人ひとり違う人格と個性の多様性を認め合う、人間に対する寛容さが土台となっています。私たちは、障がいのある、なしや、出来る出来ない等にとらわれることなく人の多様性を認め、共に支えあい生活する社会を目指して、知的障がいのある人の人格と個性を尊重し、平等に権利を有することを再確認し、そして一人ひとりが社会にとって必要な存在であることを強く訴えます。

また、知的障がいのある人たちに対する社会の理解は、障がいのあるご本人とご家族の活動、その方々を情熱をかけて支えてこられた先人たちの熱い思いや実践の積み重ねの上に格段の進展が図られ、今では障がいがあっても地域でその人らしく生きることが可能な社会となっています。このような現状を後退させることのないように、今一度、国の制度の根幹である共生社会の理念の啓発に関して国を挙げて進めて頂くことを望みます。

広く社会へ訴える一方で、この事件に関連し、本会としてもこれまでの取組みを更に推進しなければなりません。

第一に、わが国では、障害者虐待防止法や障害者差別解消法等、障がいのある人の人権を守る法整備は進んできましたが、残念ながらいまだに利用者の人権を守るべき障がい福祉施設・事業所の職員による虐待事案が報告されています。

本会では、「倫理綱領」や「職員行動規範」を会員事業所に周知・徹底し、虐待防止や不適切な支援の根絶を目指すとともに、長年にわたり、各種研修会や通信教育による職員の質の向上に取り組んできました。さらに、障害者総合支援法によって示された「意思決定支援」についても、「どんなに重い障がい

のある人も意思がある」ことを大原則として捉え、本人の意思決定が尊重される暮らしを実現するための取組みを行っています。

常に、私たちの専門性とは何か、専門職としての倫理道徳とは何か、人材育成のあり方はいかにあるべきかを問い続け、対人援助の専門職である支援員のさらなる専門性向上のための研鑽と専門職としての倫理と価値の共有化を図り、障がい福祉サービス利用者への使命と、社会への責任を果たし、障がい福祉の発展に寄与する人材の育成に努めることを改めて決意するものです。

第二に、本会では幼少期から障がいへの理解を深めることを目的として全国の小中学生を対象とした「障がい福祉ふれあい作文コンクール」を実施しています。障がいの有無で特別視されることなく、互いに人格と個性を尊重する不断の取組みこそがこのような事件を生むことのない世の中につながるものと確信していますので、この取組みをより一層周知したいと考えています。

第三に、この事件は、知的障がい福祉の現場のあり様を問う事態となっています。障がい福祉の現場は、障がいのある利用者の人間性とこの仕事の価値に魅かれた情熱のある職員によって、障がいのある人が安心して暮らせる最善の環境を整えてきた現場であります。職員の皆さんには、このような現場でやりがいを持って働き続けてくれることを期待しています。その一方で、支援現場においては利用者の最善の利益のために利用者のニーズに答えられているか法人をあげて検討する機会を作っただき、必要な改善にも取り組んで欲しいと思います。本会としても積極的な議論の場を考えていきます。

第四に、国の報告書においては、施設・事業所の安全管理が強調されております。利用者の安心・安全のために有効な防犯対策、安全対策については積極的に導入する必要があります。しかし、事件の再発防止への対応としてハード面や防犯に焦点があてられていることには違和感があります。

施設・事業所は、これまで地域とのつながりを重視した運営を行ってきました。

「地域に開かれた施設・事業所」「どんなに障がいが高くても一人の住民として地域で当たり前暮らししていくための仕組みづくり」の実現にむけ、地域住民、関係行政機関等が一体となった取組みこそが、今回のような事件の再発防止につながると信じています。

最後に、今回のような事件が繰り返されることがあってはなりません。そして私たちはこの事件を決して忘れてはいけません。

日本知的障害者福祉協会は、今後も障がいのある人が安心・安全に暮らす社会をめざし、質の高いサービスの提供に努めます。

また、障がいのある人の人権を守り、差別や偏見のない共生社会の実現のために積極的な活動に取り組んで参ります。

平成 29 年 5 月 31 日
公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
会 長 橋 文 也